

第9回「今後の介護人材の養成の在り方に関する検討会」が1月20日（木曜日）10時から全国都市会館で開催された。



今回の議事は、『「今後の介護人材養成の在り方について」（報告書案）について』であり、その内容は、これまでの議論を踏まえた報告書のとりまとめであった。

同報告書案には「介護分野の現状に即した介護福祉士の養成の在り方と介護人材の今後のキャリアパス」という副題が付けられた。

厚生労働省から報告書案の説明後、審議が行われ、委員からは報告書案の内容について概ね支持・評価する旨の発言があり、若干の文言の修正のうえ了承された。

委員からは、実務者研修の450時間については研修内容が重要である旨の発言、実務者研修等の支援策の充実や試験地等の拡充、労働環境の改善などについて要望があった。

なお、今後について、実務者研修の修了義務化の施行時期の3年延長については法律事項であり改正が必要なこと、また、実務者研修の時間数については省令事項であることが説明された。

最後に社会・援護局長より委員に対する謝意とこの検討会については直ちに解散せず、今後介護人材の更なる検討に際して委員には参集していただきたい旨発言があった。

報告書案の概要は、次のとおり。

(目次)

- I はじめに
- II 介護人材を取り巻く状況
- III 介護福祉割合の目安
- IV 介護人材の養成体系について
 - 1 基本的考え方
 - 2 キャリアパスの全体像
 - 3 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方
 - 4 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方
- V おわりに

I はじめに

厚生労働大臣政務官の指示に基づき、社会・援護局長が招集する検討会として設置され、延べ9回にわたり、介護人材の資質の向上と量的確保が可能な限り両立されるよう介護福祉士の養成の在り方、介護人材全体のキャリアパスの構築等について議論を重ねた。

II 介護人材を取り巻く状況

- ・平成20年現在の介護保険事業に従事する介護職員数は128万人で、「団塊の世代」が全員75歳以上になる平成37(2025)年には、212～255万人の介護職員が必要になるとされている。
- ・中長期的には、必要となる介護職員は増加していく一方で労働力人口は減少していくことから、人材難の状況は引き続くと考えられる。

III 介護福祉割合の目安

- ・質の高いサービスの提供と、介護人材の確保という二つの目的を両立させていくという観点からは、介護福祉士割合については、当面5割以上を目安とすることが概ね妥当ではないかと考えられる。

IV 介護人材の養成体系について

1 基本的考え方

- ・介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようなキャリアパスを整備していくことが重要
- ・多様な経歴の人々が介護の仕事に参入できるように介護職の間口は広くしておく一方で、段階的な技能形成とキャリアアップを可能とする養成体系の整備が必要
- ・事業者が職員の研修受講を積極的に支援するとともに、現場職員が積極的なスキルアップに努めることが、質の高いサービスの提供には不可欠
- ・本人のキャリア形成に応じた適切な評価がなされるよう、介護報酬面での担保が必要

2 キャリアパスの全体像

入職時点、一定の実務経験を経た後など、それぞれの段階ごとに求められる役割や能力を明確にした上で、その能力の習得を目指した資格・研修体系を構築していく必要がある。

①介護職への入職段階～初任者研修終了段階

②一定の事務経験後（実務 3 年以上）/介護福祉士養成施設卒業～介護福祉士資格取得段階

③介護福祉士資格取得後更に一定の実務経験後～認定介護福祉士段階

3 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方

(1) ホームヘルパー研修、介護職員基礎研修、実務者研修（仮称）（6ヶ月研修）の関係

- ・ホームヘルパー2級相当の研修を「初任者研修（仮称）」と位置付けるとともに、研修内容について、現在の在宅中心の内容から、在宅・施設を問わず介護職として働いていく上で基礎となる知識・技術を習得できるよう改めていくことが適当
- ・ホームヘルパー1級研修については、平成 24 年度に介護職員基礎研修と一本化
- ・介護人材の養成体系を簡素でわかりやすいものとする観点から、実務者研修の施行に合わせて、介護職員基礎研修を事務者研修に一本化することが適当

(2) 実務者研修（6ヶ月研修）の見直し

- ・平成 19 年の法律改正の趣旨、「研修時間が長すぎる」などといった負担感などを踏まえ、「幅広い利用者に対して、基本的な介護を提供できる能力を習得する」ために必要な研修内容は確保するという考え方は維持しつつ、実務経験を通じて習得できる知識・技術を改めて検討・整理し、実務者研修時間数 600 時間（平成 19 年の法律改正当時想定）を 450 時間として施行することが適当
- ・実務者研修は、実務経験者を対象とした研修であることから、その施行に際しては、現場で働きながらでも研修を受講しやすい環境の整備が必要
- ・介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方を抜本的に図っていく必要があること、実務者研修の受講に当たり十分な研修支援策を講じる必要があること、十分な広報と現場の理解等を総合的に勘案し、実務経験者に係る介護福祉士国家試験の受験要件としての実務者研修の修了義務化の施行時期を 3 年延長し、平成 27 年度とすることが適当（平成 28 年 1 月実施予定の試験から適用）
- ・実務者研修の修了義務化の施行の延期に併せて、実務経験ルートに係る実技試験の免除についても、平成 28 年 1 月実施予定の試験から適用することが適当

(3) 介護福祉養成施設卒業者に対する国家試験の義務付け

- ・実務者研修の施行時期を平成 27 年度に延期することに併せて、介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けについても、平成 27 年度まで延期することが適当（平成 28 年 1 月実施予定の試験から適用）

4 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方

- ・介護福祉士資格取得後一定の実務経験を経て、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を職能団体が主

役となって認定する仕組み（認定介護福祉士（仮称））を設けていくことが適当

- ・認定介護福祉士の具体化に向けた検討に際し、検討段階から関係団体や学識経験者の参画を求めるとともに、現場の介護福祉士や事業者等の意見も十分に聞くことで、制度が現場で機能する仕組みにすることが必要
- ・認定介護福祉士が国民の理解を得られるものとするためには、認定介護福祉士が「できること」を明確に示していくことが必要であり、明確になることで処遇面でも一段高い評価をされるような仕組みの構築が可能

V おわりに

- ・介護を取り巻く環境が急速に変化している中では、介護人材の養成の在り方についても不断の検証や見直しが必要であることから、引き続き注視が必要。
- ・厚生労働省においては、本報告書の内容の具体化に向けた速やかな取り組むべきあり、関係団体や教育関係者、学識経験者等においても、介護職場を魅力と働きがいのあるものとするべく、それぞれの役割を十二分に果たしていくことを期待する。